

改正	現行
<p style="text-align: center;">燃費基準達成建設機械の認定に関する規程</p> <p style="text-align: center;"><u>平成25年3月22日付国総環リ第151号</u> <u>最終改正 平成26年10月1日付国総環リ第65号</u></p> <p>(目的)</p> <p>第一条 本規程は、燃費が最も優れた建設機械の燃料消費性能を勘案して定めた燃費基準を達成する建設機械（以下「燃費基準達成建設機械」という。）の型式等についての認定等（以下「型式認定」という。）に関して必要な事項を定めることにより、燃費基準達成建設機械への関心と理解を深め、二酸化炭素排出低減に資する燃費基準達成建設機械の普及促進を図るとともに、燃費性能の優れた建設機械や建設施工に関する建設業者による自発的な活動の実施を促進し、地球環境保全に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において「建設機械」とは、建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二条第一項に規定する建設機械をいう。</p> <p>2 この規程において「燃費評価値」とは、別紙一に規定する燃料消費量評価値算定要領に基づいて算定した燃料消費量評価値をいう。</p> <p>3 この規程において「燃費基準値」とは、別表一に掲げる建設機械の機種及び区分ごとに定められた値をいう。</p> <p>(燃費基準達成の技術基準)</p> <p>第三条 次の各号に掲げる建設機械について、燃費基準を達成するため必要な技術上の基準は当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 燃費基準達成建設機械 燃費評価値が別表一に掲げる燃費基準値以下であること</p> <p>二 燃費基準85%達成建設機械 燃費評価値が別表一に掲げる「燃費基準値を0.85で除した値」以下であること</p> <p>(建設機械の型式認定)</p> <p>第四条 総合政策局公共事業企画調整課長は、次の各号のいずれかに該当する建設機械について、前条第一号又は第二号の基準に適合するとともに均一性を有している建設機械を、燃費基準達成建設機械又は燃費基準85%達成建設機械として型式認定することができる。</p> <p>一 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法（以下「法」という。）第十条の規定による型式届出特定特殊自動車であって、法施行規則第十六条第一項第二号に定める表示（原動機の法届出出力（自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をいう。以下同じ。）が19kW以上56kW未満のものについては表示年が2011年<u>または2014年</u>、56kW以上560kW未満のものについては表示年が2014年）が付された特定特殊自動車</p> <p>二 法届出出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、法届出出力が19kW以上56</p>	<p style="text-align: center;">燃費基準達成建設機械の認定に関する規程</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 本規程は、燃費が最も優れた建設機械の燃料消費性能を勘案して定めた燃費基準を達成する建設機械（以下「燃費基準達成建設機械」という。）の型式等についての認定等（以下「型式認定」という。）に関して必要な事項を定めることにより、燃費基準達成建設機械への関心と理解を深め、二酸化炭素排出低減に資する燃費基準達成建設機械の普及促進を図るとともに、燃費性能の優れた建設機械や建設施工に関する建設業者による自発的な活動の実施を促進し、地球環境保全に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において「建設機械」とは、建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二条第一項に規定する建設機械をいう。</p> <p>2 この規程において「燃費評価値」とは、別紙一に規定する燃料消費量評価値算定要領に基づいて算定した燃料消費量評価値をいう。</p> <p>3 この規程において「燃費基準値」とは、別表一に掲げる建設機械の機種及び区分ごとに定められた値をいう。</p> <p>(燃費基準達成の技術基準)</p> <p>第三条 次の各号に掲げる建設機械について、燃費基準を達成するため必要な技術上の基準は当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 燃費基準達成建設機械 燃費評価値が別表一に掲げる燃費基準値以下であること</p> <p>二 燃費基準85%達成建設機械 燃費評価値が別表一に掲げる「燃費基準値を0.85で除した値」以下であること</p> <p>(建設機械の型式認定)</p> <p>第四条 総合政策局公共事業企画調整課長は、次の各号のいずれかに該当する建設機械について、前条第一号又は第二号の基準に適合するとともに均一性を有している建設機械を、燃費基準達成建設機械又は燃費基準85%達成建設機械として型式認定することができる。</p> <p>一 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法（以下「法」という。）第十条の規定による型式届出特定特殊自動車であって、法施行規則第十六条第一項第二号に定める表示（原動機の法届出出力（自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をいう。以下同じ。）が19kW以上56kW未満のものについては表示年が2011年、56kW以上560kW未満のものについては表示年が2014年）が付された特定特殊自動車</p> <p>二 法届出出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、法届出出力が19kW以上56</p>

kW未満のものについては「今後の自動車排出ガス対策のあり方について（第九次答申）（平成20年1月29日中央環境審議会）」（以下「九次答申」という。）の別表1に掲げるディーゼル特殊自動車2011年許容限度設定目標値、56kW以上560kW未満のものについては九次答申の別表2に掲げるディーゼル特殊自動車2014年許容限度設定目標値を満たし、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第15号、第2項第1号及び第3項の基準（法届出力が19kW以上56kW未満であって、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第28条第1項第13号イが適用され、かつ第159項または第161項が適用されるものも含む）にそれぞれ適合し、かつ、道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた、又は道路運送車両法施行規則第62条の3の規定によりその型式について認定を受けた特殊自動車
三 第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（以下「排ガス指定要領」という。）第11の1の規定による型式指定建設機械であって、排ガス指定要領第20の1に定める表示が付された建設機械（ただし、排ガス指定要領第18の規程によるみなし指定建設機械は除く）

- 2 型式認定において、同一の型式として処理できる範囲は、別紙二に規定する燃費基準達成建設機械の同一型式判定要領によるものとする。
- 3 総合政策局公共事業企画調整課長は、燃費基準達成建設機械認定申請書（以下「認定申請書」という。）が提出された日から原則3ヶ月以内に審査を行い、認定するものとする。

（型式認定の申請）

第五条 建設機械の製作又は輸入（以下「製作等」という。）を業とする者で前条の規定による型式認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を総合政策局公共事業企画調整課長に提出しなければならない。

- 一 認定申請書（様式一）
- 二 申請に係る建設機械のエネルギー消費性能に関する諸元表（様式二の一、様式二の二又は様式二の三）
- 三 申請に係る建設機械の仕様書
- 四 申請に係る建設機械の外観図
- 五 申請に係る建設機械の燃費評価値の算定に係る試験方法による試験結果記録表
- 六 申請に係る建設機械の品質管理を担当する者（日本工業規格Q9001の規格又はこれと同等以上の規格若しくは検査の業務組織及び検査の実施要領において品質管理を担当することとされている部署に所属する者）が前号の試験結果記録表に誤りがないことの確認を行った書面（様式三）
- 七 当該型式に属する建設機械のいずれもが燃費基準達成技術基準に適合することの確認方法を証する書面
- 八 申請に係る建設機械の製作等を業とする者から当該建設機械を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
- 九 その他総合政策局公共事業企画調整課長が型式認定に関し必要があると認める書面

kW未満のものについては「今後の自動車排出ガス対策のあり方について（第九次答申）（平成20年1月29日中央環境審議会）」（以下「九次答申」という。）の別表1に掲げるディーゼル特殊自動車2011年許容限度設定目標値、56kW以上560kW未満のものについては九次答申の別表2に掲げるディーゼル特殊自動車2014年許容限度設定目標値を満たし、かつ、道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた、又は道路運送車両法施行規則第62条の3の規定によりその型式について認定を受けた特殊自動車

（新規）

- 2 型式認定において、同一の型式として処理できる範囲は、別紙二に規定する燃費基準達成建設機械の同一型式判定要領によるものとする。
- 3 総合政策局公共事業企画調整課長は、燃費基準達成建設機械認定申請書（以下「認定申請書」という。）が提出された日から原則3ヶ月以内に審査を行い、認定するものとする。

（型式認定の申請）

第五条 建設機械の製作又は輸入（以下「製作等」という。）を業とする者で前条の規定による型式認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を総合政策局公共事業企画調整課長に提出しなければならない。

- 一 認定申請書（様式一）
- 二 申請に係る建設機械のエネルギー消費性能に関する諸元表（様式二の一、様式二の二又は様式二の三）
- 三 申請に係る建設機械の仕様書
- 四 申請に係る建設機械の外観図
- 五 申請に係る建設機械の燃費評価値の算定に係る試験方法による試験結果記録表
- 六 申請に係る建設機械の品質管理を担当する者（日本工業規格Q9001の規格又はこれと同等以上の規格若しくは検査の業務組織及び検査の実施要領において品質管理を担当することとされている部署に所属する者）が前号の試験結果記録表に誤りがないことの確認を行った書面（様式三）
- 七 当該型式に属する建設機械のいずれもが燃費基準達成技術基準に適合することの確認方法を証する書面
- 八 申請に係る建設機械の製作等を業とする者から当該建設機械を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
- 九 その他総合政策局公共事業企画調整課長が型式認定に関し必要があると認める書面

2 型式認定を受けようとする者が認定申請を行う建設機械に関して他者から供給を受けている場合には、前項に規定する書面に加え、供給者による建設機械同一証明書（様式四）を提出しなければならない。

3 型式認定を受けようとする者が認定申請を行う建設機械に関して他者と共同で供給しようとしている場合においては、第一項に規定する書面に加え、建設機械共同供給証明書（様式五）を提出しなければならない。

4 型式認定を受けようとする者は、申請に係る建設機械の燃費評価値の算定のための試験実施の日以降の日であって、その製作等に係る当該建設機械と同一の型式に属する建設機械のいずれもが燃費基準達成の技術基準に適合するものとなることを確保することができると認める日（以下「認定適用日」という。）を定め、第一項第一号の認定申請書に記載しなければならない。

（技術基準適合検査記録の保存等）

第六条 型式認定を受けた者は、当該型式認定された建設機械の製作等をする場合においては、燃費基準達成の技術基準に適合するようにしなければならない。

2 型式認定を受けた者は、前条の規定による申請に係る確認方法に従い、その製作等に係る当該型式認定された建設機械について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（認定の通知）

第七条 総合政策局公共事業企画調整課長は、第四条の規定により燃費基準達成建設機械又は燃費基準85%達成建設機械の型式認定を行ったときは、当該型式認定を受けた者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。

（認定番号等の公表）

第八条 総合政策局公共事業企画調整課長は、型式認定をし、又は取り消したときは、当該型式認定された建設機械の製作等を業とする者の氏名又は名称、当該型式認定された建設機械の名称、型式、カタログ名、燃費評価値及び認定適用日並びに認定番号を遅滞なく公表するものとする。

2 総合政策局公共事業企画調整課長は、第十三条第一項第八号に該当し型式認定を取り消したときは、その内容について公表するものとする。

（変更の届出）

第九条 型式認定を受けた者は、第五条第一項第一号、第七号、同条第二項又は同条第三項に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式六による届出書を、遅滞なく総合政策局公共事業企画調整課長に届け出なければならない。届出にあたっては、当該変更箇所に係る内容が分かる書面を添付するものとする。

（変更の申請）

第十条 型式認定を受けた者は、第五条第一項各号（第一号、第七号、第八号及び第九号を除く。）、

2 型式認定を受けようとする者が認定申請を行う建設機械に関して他者から供給を受けている場合においては、前項に規定する書面に加え、供給者による建設機械同一証明書（様式四）を提出しなければならない。

3 型式認定を受けようとする者が認定申請を行う建設機械に関して他者と共同で供給しようとしている場合においては、第一項に規定する書面に加え、建設機械共同供給証明書（様式五）を提出しなければならない。

4 型式認定を受けようとする者は、申請に係る建設機械の燃費評価値の算定のための試験実施の日以降の日であって、その製作等に係る当該建設機械と同一の型式に属する建設機械のいずれもが燃費基準達成の技術基準に適合するものとなることを確保することができると認める日（以下「認定適用日」という。）を定め、第一項第一号の認定申請書に記載しなければならない。

（技術基準適合検査記録の保存等）

第六条 型式認定を受けた者は、当該型式認定された建設機械の製作等をする場合においては、燃費基準達成の技術基準に適合するようにしなければならない。

2 型式認定を受けた者は、前条の規定による申請に係る確認方法に従い、その製作等に係る当該型式認定された建設機械について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（認定の通知）

第七条 総合政策局公共事業企画調整課長は、第四条の規定により燃費基準達成建設機械又は燃費基準85%達成建設機械の型式認定を行ったときは、当該型式認定を受けた者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。

（認定番号等の公表）

第八条 総合政策局公共事業企画調整課長は、型式認定をし、又は取り消したときは、当該型式認定された建設機械の製作等を業とする者の氏名又は名称、当該型式認定された建設機械の名称、型式、カタログ名、燃費評価値及び認定適用日並びに認定番号を遅滞なく公表するものとする。

2 総合政策局公共事業企画調整課長は、第十三条第一項第八号に該当し型式認定を取り消したときは、その内容について公表するものとする。

（変更の届出）

第九条 型式認定を受けた者は、第五条第一項第一号、第七号、同条第二項又は同条第三項に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式六による届出書を、遅滞なく総合政策局公共事業企画調整課長に届け出なければならない。届出にあたっては、当該変更箇所に係る内容が分かる書面を添付するものとする。

（変更の申請）

第十条 型式認定を受けた者は、第五条第一項各号（第一号、第七号、第八号及び第九号を除く。）、

に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく総合政策局公共事業企画調整課の承認を受けなければならない。申請にあたっては、次の各号に掲げる書面を提出するものとする。

- 一 様式七による変更申請書
- 二 当該変更箇所が分かる書面
- 三 申請に係る建設機械の燃費評価値の算定に係る試験方法による試験結果記録表
- 四 申請に係る建設機械の品質管理を担当する者（日本工業規格Q九〇〇一の規格又はこれと同等以上の規格において品質管理を担当することとされている部署に所属する者）が前号の試験結果記録表に誤りがないことの確認を行った書面（様式三）

2 第一項の承認を受けようとする者は、申請に係る建設機械の燃費評価値の算定のための試験実施の日以降の日（以下「変更適用日」という。）を定め、第一項第一号の変更申請書に記載しなければならない。

（廃止の届出）

第十一条 型式認定を受けた者は、当該建設機械の製作等をしなくなったときは、その旨を記載した様式八による届出書を、遅滞なく総合政策局公共事業企画調整課長に届け出なければならない。

（型式認定された建設機械の燃費評価値測定資料等の提出）

第十二条 総合政策局公共事業企画調整課長は、型式認定された建設機械について第三条の基準に適合していないと認められるとき、その他型式認定に係る規定を満たしていないと認められるとき又は総合政策局公共事業企画調整課長が測定した燃費評価値と当該型式認定された建設機械の燃費評価値に明らかな差があると認められるとき若しくは必要があると認められるときは、当該型式認定を受けた者に対し、燃費評価値測定に関する詳細資料その他型式認定に係る規定に関する詳細資料の提出及び説明を求めることができる。

（認定の取り消し）

第十三条 総合政策局公共事業企画調整課長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、型式認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 第十二条に規定する燃費評価値測定に関する詳細資料等について、提出又は説明の求めに応じないとき
- 二 第十二条の規定により提出された詳細資料により、型式認定された建設機械が第三条の基準に適合していない又はその他型式認定に係る規定を満たしていないと総合政策局公共事業企画調整課長が認めるとき
- 三 型式認定された建設機械が技術基準に適合しなくなったと認められるとき
- 四 型式認定された建設機械が均一性を有するものでなくなったと認められるとき
- 五 第四条各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき
- 六 第九条第一項の規定による変更を届け出なければならない場合において、遅滞なく届け出なかったとき
- 七 第十条の規定による変更を申請しなければならない場合において、遅滞なく申請しなかったとき
- 八 不正の手段により型式認定を受けたとき

に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく総合政策局公共事業企画調整課の承認を受けなければならない。申請にあたっては、次の各号に掲げる書面を提出するものとする。

- 一 様式七による変更申請書
- 二 当該変更箇所が分かる書面
- 三 申請に係る建設機械の燃費評価値の算定に係る試験方法による試験結果記録表
- 四 申請に係る建設機械の品質管理を担当する者（日本工業規格Q九〇〇一の規格又はこれと同等以上の規格において品質管理を担当することとされている部署に所属する者）が前号の試験結果記録表に誤りがないことの確認を行った書面（様式三）

2 第一項の承認を受けようとする者は、申請に係る建設機械の燃費評価値の算定のための試験実施の日以降の日（以下「変更適用日」という。）を定め、第一項第一号の変更申請書に記載しなければならない。

（廃止の届出）

第十一条 型式認定を受けた者は、当該建設機械の製作等をしなくなったときは、その旨を記載した様式八による届出書を、遅滞なく総合政策局公共事業企画調整課長に届け出なければならない。

（型式認定された建設機械の燃費評価値測定資料等の提出）

第十二条 総合政策局公共事業企画調整課長は、型式認定された建設機械について第三条の基準に適合していないと認められるとき、その他型式認定に係る規定を満たしていないと認められるとき又は総合政策局公共事業企画調整課長が測定した燃費評価値と当該型式認定された建設機械の燃費評価値に明らかな差があると認められるとき若しくは必要があると認められるときは、当該型式認定を受けた者に対し、燃費評価値測定に関する詳細資料その他型式認定に係る規定に関する詳細資料の提出及び説明を求めることができる。

（認定の取り消し）

第十三条 総合政策局公共事業企画調整課長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、型式認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 第十二条に規定する燃費評価値測定に関する詳細資料等について、提出又は説明の求めに応じないとき
- 二 第十二条の規定により提出された詳細資料により、型式認定された建設機械が第三条の基準に適合していない又はその他型式認定に係る規定を満たしていないと総合政策局公共事業企画調整課長が認めるとき
- 三 型式認定された建設機械が技術基準に適合しなくなったと認められるとき
- 四 型式認定された建設機械が均一性を有するものでなくなったと認められるとき
- 五 第四条各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき
- 六 第九条第一項の規定による変更を届け出なければならない場合において、遅滞なく届け出なかったとき
- 七 第十条の規定による変更を申請しなければならない場合において、遅滞なく申請しなかったとき
- 八 不正の手段により型式認定を受けたとき

九 燃費基準達成建設機械又は燃費基準85%達成建設機械の製作等が中止された場合において、その時から相当期間が経過したとき

(表示)

第十四条 燃費基準達成建設機械の型式認定を受けた者は、認定適用日以降に製造された当該燃費基準達成建設機械について、様式九による表示を見やすい箇所に付することができる。

2 燃費基準85%達成建設機械の型式認定を受けた者は、認定適用日以降に製造された燃費基準85%達成建設機械について、様式十による表示を見やすい箇所に付することができる。

3 建設機械の型式認定を受けたものは、毎年度、当該認定建設機械の販売台数を当該年度終了後六十日以内に総合政策局公共事業企画調整課長に報告するものとする。

(点検整備方式の周知)

第十五条 第四条の規定による型式認定を受けようとする者は、当該認定建設機械の点検整備方式を使用者に対して周知させるための措置を講じなければならない。

(普及の促進)

第十六条 総合政策局公共事業企画調整課長は、燃費基準達成建設機械の普及の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成25年3月22日付国総環リ第151号)

(施行期日)

第一条 本規程は、平成25年4月1日から施行する。

(認定開始日)

第二条 第四条の規程による型式認定のうち、原動機の法届出力が19kW以上56kW未満の建設機械は平成28年10月より認定する。

附則 (平成26年10月1日付国総環リ第65号)

九 燃費基準達成建設機械又は燃費基準85%達成建設機械の製作等が中止された場合において、その時から相当期間が経過したとき

(表示)

第十四条 燃費基準達成建設機械の型式認定を受けた者は、認定適用日以降に製造された当該燃費基準達成建設機械について、様式九による表示を見やすい箇所に付することができる。

2 燃費基準85%達成建設機械の型式認定を受けた者は、認定適用日以降に製造された燃費基準85%達成建設機械について、様式十による表示を見やすい箇所に付することができる。

3 建設機械の型式認定を受けたものは、毎年度、当該認定建設機械の販売台数を当該年度終了後六十日以内に総合政策局公共事業企画調整課長に報告するものとする。

(点検整備方式の周知)

第十五条 第四条の規定による型式認定を受けようとする者は、当該認定建設機械の点検整備方式を使用者に対して周知させるための措置を講じなければならない。

(普及の促進)

第十六条 総合政策局公共事業企画調整課長は、燃費基準達成建設機械の普及の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 本規程は、平成25年4月1日から施行する。

(認定開始日)

第二条 第四条の規程による型式認定のうち、原動機の法届出力が19kW以上56kW未満の建設機械は平成28年10月より認定する。

(新規)

(施行期日)

第一条 本規程は、平成26年10月1日から施行する。

(認定開始日)

第二条 第四条の規程による型式認定のうち、別表一に掲げる油圧ショベルで標準バケット山積容量が0.085m³以上0.25m³未満の建設機械は平成30年4月より認定する。

別表一 燃費基準値

機種	区分	燃費基準	
		燃費基準値	燃費基準値を0.85で除した値
油圧ショベル	標準バケット山積容量 (m ³)	2020年燃費基準値 (kg/標準動作)	2020年燃費基準値を 0.85で除した値 (kg/標準動作)
	<u>0.085以上0.105未満</u>	<u>2.0</u>	<u>2.4</u>
	<u>0.105以上0.130未満</u>	<u>2.1</u>	<u>2.5</u>
	<u>0.13以上0.15未満</u>	<u>2.6</u>	<u>3.1</u>
	<u>0.15以上0.20未満</u>	<u>2.8</u>	<u>3.3</u>
	<u>0.20以上0.25未満</u>	<u>3.2</u>	<u>3.8</u>
	0.25以上0.36未満	4.3	5.1
	0.36以上0.47未満	6.4	7.5
	0.47以上0.55未満	6.9	8.1
	0.55以上0.70未満	9.2	10.8
	0.70以上0.90未満	10.8	12.7
	0.90以上1.05未満	13.9	16.4
	1.05以上1.30未満	13.9	16.4
	1.30以上1.70未満	19.9	23.4
ブルドーザ	定格出力* (kW)	2020年燃費基準値 (g/kWh)	2020年燃費基準値を 0.85で除した値 (g/kWh)
	19以上75未満	568	668
	75以上170未満	530	624
	170以上300未満	508	598
ホイールローダ	定格出力* (kW)	2020年燃費基準値 (g/t)	2020年燃費基準値を 0.85で除した値 (g/t)
	40以上110未満	21.3	25.1
	110以上230未満	27.9	32.8

※定格出力とは、JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力をいう。

別表一 燃費基準値

機種	区分	燃費基準	
		燃費基準値	燃費基準値を0.85で除した値
油圧ショベル	標準バケット山積容量 (m ³)	2020年燃費基準値 (kg/標準動作)	2020年燃費基準値を 0.85で除した値 (kg/標準動作)
	0.25以上0.36未満	4.3	5.1
	0.36以上0.47未満	6.4	7.5
	0.47以上0.55未満	6.9	8.1
	0.55以上0.70未満	9.2	10.8
	0.70以上0.90未満	10.8	12.7
	0.90以上1.05未満	13.9	16.4
	1.05以上1.30未満	13.9	16.4
	1.30以上1.70未満	19.9	23.4
	ブルドーザ	定格出力* (kW)	2020年燃費基準値 (g/kWh)
19以上75未満		568	668
75以上170未満		530	624
170以上300未満		508	598
ホイールローダ	定格出力* (kW)	2020年燃費基準値 (g/t)	2020年燃費基準値を 0.85で除した値 (g/t)
	40以上110未満	21.3	25.1
	110以上230未満	27.9	32.8

※定格出力とは、JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力をいう。

別紙一 燃料消費量評価値算定要領

1. 適用範囲

本要領は、標準バケット山積容量が0.25~~5~~085m³以上1.70m³未満の油圧ショベル、定格出力19kW以上300kW未満のブルドーザ及び定格出力40kW以上230kW未満のホイールローダにおける標準作業時の燃料消費量評価値の算定方法について規定する。

2. 燃料消費量評価値の算定

燃料消費量評価値の算定に係る試験方法は、(一社)日本建設機械施工協会規格 JCMAS H020「土工機械－エネルギー消費量試験方法－油圧ショベル」(以下「JCMAS H020」という。)(平成22年9月24日~~26~~26年3月25日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものを含まない。)、(一社)日本建設機械施工協会規格 JCMAS H021「土工機械－燃料消費量試験方法－ブルドーザ」(以下「JCMAS H021」という。)(平成22年9月24日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものを含まない。)及び(一社)日本建設機械施工協会規格 JCMAS H022「土工機械－燃料消費量試験方法－ホイールローダ」(以下「JCMAS H022」という。)(平成22年9月24日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものを含まない。)によるほか、次に掲げる規定によるものとする。

(1) 試験機械の選定

試験機械は、広く使われる仕様のものでして型式認定を受けようとする者が定めた型式、仕様及び装備とする。

(2) 試験機械の運転モード

複数の運転モードをそなえた機械については、最大の時間当たり作業量が得られる運転モードで試験するものとする。

(3) 試験結果の提出

JCMAS H020、JCMAS H021又はJCMAS H022の試験結果記録表の提出にあたっては、試験実施担当者による内容チェックの上、右上余白に確認の押印をし、右下余白に燃料消費量評価値を記載してから提出すること。

3. 測定値及び計算値の末尾処理

- (1) データ処理の過程における計算値は、四捨五入等の末尾処理を行わないものとする。
- (2) 燃料消費量評価値の記入に当たっての末尾処理は、JCMAS H020及びJCMAS H022 によるものについては、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記載し、JCMAS H021 によるものについては、小数第1位を四捨五入し、整数値までを記載するものとする。

4. 試験機械の型式、仕様及び装備を記載した資料の提出

型式認定を受けようとする者は、試験結果の提出にあわせ、試験機械の型式、仕様及び装備を記載した資料(参考資料1、2又は3)を提出しなければならない。

5. 試験機械の型式、仕様及び装備の公表

総合政策局公共事業企画調整課長は、型式認定された建設機械の試験機械の型式、仕様及び装備を公表するものとする。

別紙一 燃料消費量評価値算定要領

1. 適用範囲

本要領は、標準バケット山積容量が0.25m³以上1.70m³未満の油圧ショベル、定格出力19kW以上300kW未満のブルドーザ及び定格出力40kW以上230kW未満のホイールローダにおける標準作業時の燃料消費量評価値の算定方法について規定する。

3. 燃料消費量評価値の算定

燃料消費量評価値の算定に係る試験方法は、(一社)日本建設機械施工協会規格 JCMAS H020「土工機械－エネルギー消費量試験方法－油圧ショベル」(以下「JCMAS H020」という。)(平成22年9月24日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものを含まない。)、(一社)日本建設機械施工協会規格 JCMAS H021「土工機械－燃料消費量試験方法－ブルドーザ」(以下「JCMAS H021」という。)(平成22年9月24日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものを含まない。)及び(一社)日本建設機械施工協会規格 JCMAS H022「土工機械－燃料消費量試験方法－ホイールローダ」(以下「JCMAS H022」という。)(平成22年9月24日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものを含まない。)によるほか、次に掲げる規定によるものとする。

(1) 試験機械の選定

試験機械は、広く使われる仕様のものでして型式認定を受けようとする者が定めた型式、仕様及び装備とする。

(2) 試験機械の運転モード

複数の運転モードをそなえた機械については、最大の時間当たり作業量が得られる運転モードで試験するものとする。

(3) 試験結果の提出

JCMAS H020、JCMAS H021又はJCMAS H022の試験結果記録表の提出にあたっては、試験実施担当者による内容チェックの上、右上余白に確認の押印をし、右下余白に燃料消費量評価値を記載してから提出すること。

3. 測定値及び計算値の末尾処理

- (3) データ処理の過程における計算値は、四捨五入等の末尾処理を行わないものとする。
- (4) 燃料消費量評価値の記入に当たっての末尾処理は、JCMAS H020及びJCMAS H022 によるものについては、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記載し、JCMAS H021 によるものについては、小数第1位を四捨五入し、整数値までを記載するものとする。

4. 試験機械の型式、仕様及び装備を記載した資料の提出

型式認定を受けようとする者は、試験結果の提出にあわせ、試験機械の型式、仕様及び装備を記載した資料(参考資料1、2又は3)を提出しなければならない。

5. 試験機械の型式、仕様及び装備の公表

総合政策局公共事業企画調整課長は、型式認定された建設機械の試験機械の型式、仕様及び装備を公表するものとする。

別紙二～別表四 (略)

様式一～様式九 (略)

参考資料 1～参考資料 3 (略)

別紙二～別表四 (略)

様式一～様式九 (略)

参考資料 1～参考資料 3 (略)